

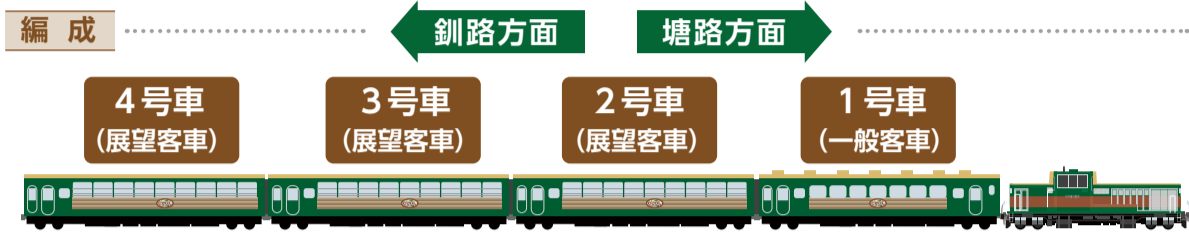
# くしろ湿原ノロッコ号で釧路湿原の大自然を満喫しよう!



運行に関する問合せ JR北海道電話案内センター (☎011-222-7111) 問合せ 市役所観光振興室 (☎31-4549)



釧路湿原をゆったりと走る観光列車「くしろ湿原ノロッコ号」が、今年も運行を開始しています。大きな窓から広がる雄大な景色を眺めながら、心地良い風を感じる特別な旅へ出掛けてみませんか?



料金

釧路駅～塘路駅間

片道 **1,680円** (子ども半額 ※10円未満は端数切り捨て)

乗車券 **680円** + 指定席券 **1,000円**

全席指定のため、乗車前に予約が必要です

※くしろ湿原ノロッコ号の乗車券・指定席券は、全国のJRみどりの窓口、またはインターネット予約サービスの「えきねっと」で乗車日の1カ月前よりお買い求めいただけます。

このほか、川湯温泉駅まで延長運転する「ノロッコ川湯温泉号」や、釧路湿原駅に1時間停車する「よくばりノロッコ号」、日没時間帯に運転する「夕陽ノロッコ号」も! 春から秋まで、釧路湿原の魅力を思う存分満喫してみましょう!



## 運転日カレンダー

2026 6月							2026 7月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6				1	2	3	4
7	8	9	10	11	12	13	5	6	7	8	9	10	11
14	15	16	17	18	19	20	12	13	14	15	16	17	18
21	22	23	24	25	26	27	19	20	21	22	23	24	25
28	29	30					26	27	28	29	30	31	

2026 8月							2026 9月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
						1			1	2	3	4	5
2	3	4	5	6	7	8	6	7	8	9	10	11	12
9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19
16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	26
23	24	25	26	27	28	29	27	28	29	30			
30	31												

2026 10月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

- 1 往復運転日 (1号・2号)
- 2 往復運転日 (1号・2号・3号・4号)
- ノロッコ川湯温泉号
- よくばりノロッコ号 (1号・2号も運転)
- 夕陽ノロッコ号

## 後期高齢者医療制度のお知らせ

# 2026(令和8)年度の保険料等について

問合せ 北海道後期高齢者医療広域連合 (☎011-290-5601)、市役所医療年金課医療給付係 (☎31-4526)

### ■ 2026(令和8)年度から子ども・子育て支援金制度が始まりました。

- ◆子ども・子育て支援金は、加入する医療保険制度(国民健康保険、後期高齢者医療、被用者保険)ごとに保険料が決められ、2026(令和8)年4月分から医療保険料と併せて拠出いただきます。
- ◆子ども・子育て支援金は、児童手当の拡充や妊婦のための支援などの給付拡充に充てられます。



### ■ 保険料の計算方法 (2026(令和8)、2027(令和9)年度)

◆2026(令和8)年度の保険料額は、6月に個別にお知らせします。

【医療分】	均等割 【1人当たり保険料】 <b>5万9,963円</b>	所得割 【本人の所得に応じた額】 (令和7年中の所得-最大43万円) × <b>11.61%</b>	1年間の保険料 【限度額85万円】 (100円未満切捨)
	均等割 【1人当たり保険料】 <b>1,364円</b>	所得割 【本人の所得に応じた額】 (令和7年中の所得-最大43万円) × <b>0.28%</b>	1年間の保険料 【限度額2万1,000円】 (100円未満切捨)

〈医療分〉 + 〈子ども分〉 = 1年間の保険料

※1年間の保険料の上限は医療分85万円、子ども分が2万1,000円です。  
 ※所得の少ない方は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。  
 ※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割りで計算します。  
 ※前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

### ■ 均等割5割・2割軽減の範囲が見直しされました。

◆保険料均等割軽減のうち、5割・2割軽減に係る所得判定基準が、次の通り見直しされました。

#### 【2025(令和7)年度】

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	軽減割合
43万円+(30万5,000円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	5割
43万円+(56万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	2割

#### 【2026(令和8)年度】

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	軽減割合
43万円+( <b>31万円</b> ×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	5割
43万円+( <b>57万円</b> ×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	2割



### ■ 医療分の均等割7割軽減が7.2割軽減になります。

◆医療分保険料均等割軽減のうち、7割軽減対象者は、制度改正影響緩和のため7.2割軽減になります。